

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第17号

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則（平成19年岩手県規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（県又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人）</p> <p>第4条 条例第2条第4項の規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人（<u>同条第2項に規定する特定独立行政法人</u>を除く。）</p> <p>（3）～（7） [略]</p>	<p>（県又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人）</p> <p>第4条 条例第2条第4項の規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人（<u>同条第4項に規定する行政執行法人</u>を除く。）</p> <p>（3）～（7） [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。